

## お知らせ

※発行された会報は、マリーナのホームページからもご覧いただけます。

### ■海上保安庁による立入捜査について

本年7月9日(土)、当マリーナ所属船舶を使った以下の行為が上越海上保安署の立入捜査によって判明いたしました。

- ・**遊漁船業の適正化に関する法律違反**(第3条第1項; 遊漁船業者の登録)
- ・**新潟県柏崎マリーナ条例違反**(第8条; 権利の譲渡等の禁止、第9条: 出入港届、第10条; 営業許可)

このうち「遊漁船業の適正化に関する法律違反」につきましては、現在捜査中ということで詳細については当方も承知しておりませんが、「新潟県柏崎マリーナ条例違反」につきましては、当マリーナの利用者が知人に貸した船が違法行為に使われていたことが分かりましたので、マリーナとして厳正に対処致しました。

当マリーナとしても事態を重く受け止めており、施設をご利用の皆様方および関係各所の皆様方にご迷惑とご心配をおかけしましたことをこの場を借りて深くお詫び申し上げます。

なお、今回の違法行為に使われた船の所有者であり、マリーナから許可を受けた専用利用者でもある方については、本人からの申し出もあり、所有船舶を施設外へ搬出した後、本年7月末日をもってマリーナとの保管契約を解消させていただきました。

また、船を借りて違法行為を行なったとされる人物および関係者については、他の利用者への影響を考慮し、今後一切当施設への立ち入りを禁止することと致しました。

以下は、今回適用となった新潟県柏崎マリーナ条例の関連条項です。

ご自分では問題がないと思ってる行為も、条例違反となっている可能性がございますのでご注意ください。

#### 権利の譲渡等の禁止

**第8条** 使用者は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は当該施設を第三者に使用させることができない。

※今回該当の部分: マリーナから施設の利用を許可されていない第三者に対し、無断で船を貸し、施設を利用させた。

#### 出入港届

**第9条** マリーナにおいて、艇を操縦する者は、出港しようとするとき又は入港したときは、出入港届を知事に提出しなければならない。

※今回該当の部分: マリーナに無断で第三者に船を貸したことを隠すため出入港届に虚偽の記載をした。

#### 営業の許可

**第10条** マリーナにおいて、使用者の利便に供するための営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

※今回該当の部分: マリーナ内において無断で営業行為を行なった(行わせた)。また、遊漁船業者の登録をせずに無許可で釣り船行為を行なった。

## ■マリーナ内で禁じられている行為について

柏崎マリーナでは、施設の利用を許可された船舶所有者（または共同所有者）の同伴によるゲスト利用以外の方がカードキーを使って無断で施設へ出入りしたり、船を借りて出入港したりするなどの行為は認められておりません。（第8条；権利の譲渡等の禁止）

そのため、新たにご自分の船のメンバーを増やしたい場合には、共同所有者としてマリーナに申請をしていただく必要がございますので、予めスタッフにご相談ください。

※カードキーの発行を受けた方すべてに単独で施設の利用許可が与えられている訳ではございません。

また、近年ユーチューブやインスタグラム等のSNSを個人的にご利用されている方も増えておりますが、マリーナ内で動画や写真の撮影をすることはプライバシーや肖像権の問題に抵触する恐れがありますので、十分配慮した上でご利用くださいますようお願いいたします。ただし、明らかにプライバシーを侵害しているものや商用目的とマリーナが判断する場合には撮影をお断りしたり、動画や画像の削除を求められる場合もございますので、予めご了承ください。

## ■年末年始の定休日について

年末年始にあたる令和5年12月30日（土）から令和6年1月3日（水）までは、柏崎マリーナの定休日とさせていただきます。

新年は1月4日（木）からの営業となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、年末年始は悪天候が続くことも多く、見回りも十分には行き届きませんので予めご了承ください。

## ■「小型船舶操縦免許証」更新講習会開催のご案内

柏崎マリーナでは小型船舶操縦免許をお持ちの皆様を対象に、更新講習会を開催しています。免許の有効期間は5年間で、期限までに講習を受講することにより免許を更新することができます。有効期限が切れる前に更新講習を受講していただきますようお願いいたします。詳しい内容は、マリーナのホームページをご覧ください。かお電話にてお問い合わせ下さい。

【今後の講習日程】

【料 金】更新講習： 10,000円（税込）

令和5年12月3日（日）

令和6年3月3日（日）

【時 間】午前9時受付開始（更新：約1.5時間、失効：約2.5時間）

## ■予約係留時の注意点について

冬期間、船に積もった雪は見た目よりもかなりの重量になっている場合があります。最悪の場合、浸水や破損の原因となりますので、なるべく早めの除雪ならびに点検をおすすめいたします。

※近年、沿岸部でも災害級の大雪となるケースが増えておりますので、ご注意ください。

### 【冬期間の予約時の注意点】

スムーズな係留作業を行うためにも、船に積もった雪は各自で完全にに取り除いた上で、マリーナに予約係留の依頼をしていただきますようお願いいたします。

船の除雪をしていただけない場合は、ご予約には応じられませんので予めご了承ください。また、マリーナでは有償・無償に関わらず個々の船の除雪依頼への対応はしておりません。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 【バッテリーあがりについて】

予約係留時のバッテリーあがりについては、一旦バースに戻させていただき、ご連絡をさせていただくこととなります。

その日の予約係留はお受け致し兼ねる場合もございますので、常日頃のバッテリーチェックもしくは予約係留日前のバッテリーチェックの依頼（有料）をいただきます様お願い致します。 ※前日の依頼ですと充電などの対策が間に合わない場合があります。

## 工場だより

冬期整備のご依頼を受け付けております。

冬期間にメンテナンス及び修理をご希望の方はスタッフまでお知らせください。

冬期整備では、稼働時間によりメーカーが推奨するメンテナンス基準を参考に油脂・部品等の交換等を中心に行わせていただきます。

### 【船外機の部品、油脂の交換時期(一例)】

名 称	標準点検交換時期
4ストロークエンジンオイル	6か月毎または100時間毎
エンジンオイルフィルター	1年毎または200時間毎
ギヤオイル	6か月毎または100時間毎
スパークプラグ	6か月毎または100時間毎
タイミングベルト	5年毎または1000時間毎



※上記以外にも、各メーカーによりメンテナンスを行う部位・時期は多岐にわたります。

整備内容につきましてご相談の連絡をさせていただく場合もございますのでご協力いただけます様お願い致します。

例年2月～5月は艀装・船舶検査のご依頼も多く寄せられ、ご要望通りに対応できない事も想定されますので、早めのご依頼をいただけますと幸いです。

できる限り個々のご要望には、お答えしたいと考えておりますが、緊急性の高いものを優先させていただく場合もございますことを予めご了承ください。

### 【冬の保管と備えについて】

風雪に因る被害を予防するために事前の対策をお薦め致します。

主な破損事例と対策については以下の通りです。

#### ■船カバー・日よけ・スパンカー破損

カバー類オーニング等わずかなほつれが原因で大きく破れます取外か修理をしましょう。

#### ■ハッチ・その他搭載物の飛散

デッキ上の整理整頓とハッチロックの掛け忘れに注意、破損している場合は直しましょう。

#### ■ワイパー部品の破損・すれ

主な破損原因は積雪です。長期間使用しない場合は取外す。紐・ロープで吊る方もいます。

#### ■雪解け水の船内、船底への侵入

スカッパ等排水設備に詰りはありませんか？船尾ドレンプラの開放も対策となります。



## 掲示板

### ■船台のキャスターメンテナンスについて

これからの時期、マリーナではシーズン中に酷使した船台のキャスター（車輪）メンテナンスを毎年行なっております。作業内容はベアリングへのグリスアップがメインで、キャスター内に浸入した海水の排出とベアリングの潤滑に欠かせない耐水グリスの入替え・補充です。（仕上げに防錆塗装もしています。）

キャスターは最低でも年に1回はグリスアップを行わないと、異常磨耗によるベアリングの破損にもつながり、船台を移動できない状態になってしまいます。

マリーナでのメンテナンスをご希望の方は、受付窓口を用意しています申込用紙を 1月20日までご提出ください。（※期日を過ぎますとご依頼には応じられませんのでご了承ください。）



① 取り外し・錆落とし



② グリスアップ



③ 防錆塗装



④ 完成・取付け

#### 【キャスターメンテナンス料金】（消費税別）

- 6,000円／4輪車の場合（直径250mmまでの車輪の場合）
- 12,000円／8輪車の場合（同上）
- 8,000円／4輪車の場合（直径300mmまでの車輪の場合）
- 16,000円／8輪車の場合（同上）

### ■プレジャーボート保険加入のおすすめ

柏崎マリーナでは、ヨット・モーターボートの賠償保険や搭乗者傷害などの保険加入の取次ぎを行なっております。

特に、他船との衝突事故や遊泳者との接触による死傷事故に備えて「賠償責任保険」に加入することは、今やマナーでもあり、ご自身を守る手段ともなっております。

**「保険は安心の第一歩です！」**多くの皆様が保険に加入することによる“団体契約割引”の適用や、自動車保険のような“無事故割引”など各種お得な割引制度もございますので、この機会にぜひご加入をご検討ください。保険料例は以下の通りとなっております。（※5トン未満/100馬力超のモーターボートの場合）

- ① PB 責任保険（1事故当たりの保険金額上限1億円の場合）：23,600円
- ② PB 責任保険ワイド（PB 責任保険では補償されない部分の補償）：4,000円
- ③ 搭乗者傷害保険（定員5名、1名あたりの保険金額1,000万円の場合）：13,040円  
合計保険料 40,640円/年間（※団体割引10%、無事故割引5～20%適用前の金額）

#### 【ご注意点】

- ①のPB 責任保険のみのご加入も可能です。
- ②のPB 責任保険ワイドは①に加入していないと加入できません。
- ③の搭乗者傷害保険は①と②に加入していないと加入できません。  
詳しくはマリーナのスタッフにご相談ください。



日本漁船保険組合